

「大阪体育大学 教育学研究」編集規程

- 第1条 本紀要(名称：大阪体育大学・教育学研究)は、大阪体育大学教育学部の研究、教育活動に関する機関誌であって、これに関連する論文、記事を掲載する。
- 2 本紀要是、年1回定期発行し、必要がある場合は追加して発行する。なお、投稿論文等の投稿期限は、紀要部会（以下「部会」という。）で決定する。
- 第2条 投稿者は、本学教職員（非常勤講師を含む。）または部会が認めた者とする。特集、課題研究、教育に関する記事等は、部会から依頼を受けた者が執筆する。
- 第3条 投稿する論文、記事は、研究者の倫理に従い、確立された学術論文の様式によっている限り、下記第2号から第8号とし、いずれの場合も他誌に発表された原稿（印刷中、投稿中も含む）の投稿は認めない。
- 2 総説論文は、教育学及び関連分野に関する研究動向等を広く検討し、独自の観点から総合的に考察した内容とする。
 - 3 研究論文は、原著論文に相当し、オリジナルな理論的又は実証的な論文とする。
 - 4 実践論文は、教育に関連する諸活動の実践を通して得られた情報に基づく実用的価値の高い論文とする。
 - 5 資料論文は、教育学及び関連分野に関する基礎的データや価値ある資料等を提示し考察した論文とする。
 - 6 事例報告は、教育学及び関連分野に関する実践事例の報告とする。
 - 7 研究ノートは、教育学及び関連分野に関する研究上の問題提起又は内外の文献紹介・批判等、検討課題を残すが重要な知見の提示とする。
 - 8 その他、上記第2号から第7号に該当しないものであり、研究紀要に値するもの（例えば、論説、書評、講演録、学会出席報告など）
- 第4条 総説論文、研究論文、実践論文は、部会が依頼する教育学部専任教員2名以上、資料論文、事例報告、研究ノート、又はその他の原稿は、1名以上による査読者の審査を受けなければならない。ただし、部会が必要と認めたときは、査読を教育学部専任教員以外の研究者（学外者を含む）に依頼することができる。
- 2 投稿者は、査読者及び部会の助言や指摘を尊重する。
 - 3 論文等の審査方法と審査手続きは、部会内規として別に定める。
- 第5条 紀要の発行事務は、研究委員会で行い、課題設定、編集の事務は部会で行う。
- 第6条 本規程及び別に定める紀要投稿細則に準拠しない投稿原稿については、部会は投稿者に対し変更又は修正を求めることができる。
- 第7条 原稿の採否は、査読者の審査に基づき、部会において決定する。
- 第8条 印刷の校正は、投稿者が行うことを原則とする。
- 第9条 投稿原稿は原則として返却しない。

第10条 本紀要に掲載された著作物を無断で複製及び転載することを禁ずる。掲載された著作物の著作権（複製権、翻訳・翻案権、公衆送信権等を含む）は本学に帰属するが、掲載された著作物を著者自身が研究、教育などの目的で使用することを承認する。ただし、著作物の内容に関する責任は当該の著者が負うものとする。

第11条 掲載された論文のうち研究委員会より依頼のある論文については、研究委員会が主催する研究会において発表するものとする。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年12月9日から施行する。

附則 この規程は、平成29年7月12日から施行する。

附則 この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

「大阪体育大学 教育学研究」投稿細則

I. 和文原稿の書式

1. 原稿は、原則としてワードプロセッサー（以下ワープロ）で作成するものとし、A4版横書き、文字サイズ10.5ポイント、全角40字×30行、左右余白ならびに天地余白を30mmとする。なお、原稿は、新カナづかい、常用漢字で記述し、句点は「.」とし、読点を「,」とする。本文の文字フォントは、漢字および仮名はMS明朝の全角、数字およびアルファベットは、Times New Romanの半角で入力する。
2. 原稿の枚数は、原則として、図・表を含めて25枚以内とする。
3. 外国の地名・人名・物件名などは、原語のまま用いることを原則とするが、日本語化しているものについてはカタカナで表記する。
4. 専門用語はできる限り日本語表記とするが、必要な場合には初出箇所にカッコをつけてその欧語を記載する。略語を使用する際は、初出箇所に正式名を記載し、カッコ内にその略語を記載する。
5. 度量衡の単位は国際単位系に準拠する。
6. 挿図原稿は、図中の文字や数字が直接印刷に付せられるように、鮮明に書く。方眼紙を使用する場合には薄藍色のものとし、写真は白黒の鮮明なものとする。
7. 図表には、それぞれに必ず通し番号とタイトルを付け、1枚ずつ別紙に貼り本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は、本文原稿の欄外に赤インクでそれぞれの番号によって指示する。

図表タイトルおよび説明等は、以下の順とする。

①図の場合、図版の下に、図の注、図の説明、出典、その下に図タイトルを入れる。

②表の場合、表タイトルの下に、表本体、表の注、説明、出典を入れる。

なお、出典は、版権等の関係からオリジナルの場合を除き必ず明記する。

8. 引用文献は、本文の最後に日本語、外国語を問わず引用順に番号をつけて記載する。
また肩番号を付ける。肩番号は○) ○) のように記載し、3個以上連続する場合は、○～○) のように記載する。

9. 文献の表記については、次のとおり記述する。

①雑誌の表記にあたっては以下のとおりとするが、通巻頁を用いている雑誌では号数の記載は必須ではない。

著者名（4名以上の場合は3名まで記載し、その他は“ほか”あるいは“et al”とする）：表題、雑誌名、巻（号）：頁－頁、発行西暦年。

雑誌名は、正式名を記入する。

(例) a. 熊取育夫：小学校体育教育の現状と課題. 初等教育, 25 (2) : 20-30, 2018.

b. Kumatori I : Current status and issues of physical education in elementary school. Primary Education Research, 25(2) : 20-30, 2018.

②単行本の表記にあたっては以下のとおりとする。

著者名：書名、版数、発行所、発行地（発行西暦年）。

(例) a. 熊取育夫、森原 剛：体育経営論. 第3版、大修館書房、東京（2018）。

b. Kumatori I, Morihara T : Sports Management. 3rd ed, Taishukanshobo, Tokyo(2018).

著者名：論文名。（編者名）書名、頁－頁、発行所、発行地（発行西暦年）。

(例) a. 熊取育夫、森原 �剛：小学校体育における授業の工夫.（大阪文夫、佐野文子編）新版体育科教育学, 245-280, 大修館書房、東京（2018）。

b. Kumatori I, Morihara T : Devices of physical education in elementary school. (Osaka F, Sano A ed)The pedagogy of physical education, 245-280, Taishukanshobo, Tokyo(2018).

③インターネットのサイトを文献として使用する場合は、サイト名とURLを簡潔かつ明確に記載するとともに、アクセスした年月日も付記すること。

(例) 文部科学省：幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/news/_icsFiles/afieldfile/2017/06/16/1384662_2.pdf. (2018年8月19日閲覧)

10. 見出し番号は次の順で記述する。I. → 1. → (1) → 1)

11. なお、記入の形式は原則として8～10によるが、著者の学問領域で広く用いられる形式がある場合は、それに拠ってもよい。

12. すべての和文原稿の題目の下には、必ず英文題目を付けローマ字による著者名を明記し、和文の3語から5語のキーワードを本文の前に添付する。また、総説論文・研究論文・実践論文には、英文による400語以内の抄録（和訳文添付）及び英文の3語から5語のキーワードを本文の前に添付する。その書式は、英文原稿の書式1に準じる。
13. 本学教職員以外に共著者がある場合は、その所属機関名、身分等を脚注に明示する。
14. 投稿に際しては、原稿を原則として電子ファイル（MS-Word）で、所定の期日までに庶務部宛に提出をする。他の方法で投稿をする場合は、事前に庶務部に連絡する。
15. 別刷りの希望者は、原稿提出と同時に申し込むこと。ただし、50部までは無償、それを超えるものについては著者負担とする。

II. 英文原稿の書式

1. (a) 原稿は、原則として英文とし、文字サイズ10.5ポイント、A4版（210×297mm）の用紙を使用して、ワープロで作成する。本文の文字フォントは、Times New Romanの半角で入力する。
(b) 原則として1行に65ストローク、25行（ダブルスペース、ただし、写真図版にある文字については、この限りではない。）を1頁とする。なお、図表説明文や引用文はシングルスペースとする。パラグラフの冒頭には7ストロークの余白を置き、引用文等は更に本文より4ストロークの余白を置く。
(c) 英文による題目の下には、必ずローマ字による著者名を記す。
2. 和文原稿の書式2に同じ。
3. 和文原稿の書式3に同じ。
4. 和文原稿の書式4に同じ。
5. 和文原稿の書式5に同じ。
6. 和文原稿の書式6に同じ。
7. 和文原稿の書式7に同じ。
8. 和文原稿の書式8に同じ。
9. 和文原稿の書式9に同じ。
10. 和文原稿の書式10に同じ。
11. 英文による400語以内の抄録（和文タイトルと和訳文添付）及び英文の3語から5語のキーワードを本文の前に添付する。
12. 和文原稿の書式12に同じ。
13. 和文原稿の書式13に同じ。
14. 和文原稿の書式14に同じ。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 附則 この規程は、平成27年12月9日から施行する。
- 附則 この規程は、平成29年7月12日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年9月12日から施行する。
- 附則 この規程は、平成31年3月14日から施行する。
- 附則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。